

自主点検表(人の運送をする貨物定期航路事業)

点検日時					
点検事業者名				運航隻数	隻
点検責任者	職名		氏名		
点検担当者	職名		氏名		
担当者連絡先	電話番号			FAX番号	

<点検方法>

・「点検結果」の欄から、回答を選択してください。

・点検結果が「いいえ」の項目について、具体的な実施予定がある場合は、「実施予定の場合○」の欄に○を記載ください。

重点点検事項	点検結果	実施予定の場合○
1. 法令及び安全管理規程(特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況		
① 安全管理規程に基づき、安全最優先との意識のもと、輸送の安全の確保を図っていますか。また、安全方針及び安全重点施策の策定や見直しを行っていますか。		
② 安全統括管理者及び運航管理者を適切に選任し、届出していますか。		
③ 船長及び運航管理者は、風速・波高等の気象海象情報を入手した上で、運航基準を遵守していますか。また、確認した気象海象の情報や運航の可否判断の結果は適切に記録していますか。		
④ 作業基準(特に、係留索の使用、舷門の閉鎖)を遵守していますかまた、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は自船の作業基準を具体的に認識していますか。【内航海運業に用いる船舶を除く】		
⑤ 乗組員が船内労働に適することを健康診断により確認していますか。【船員法適用船舶のみ】		
⑥ 配乗計画は、乗組員が労働時間の上限を超えて過重な労働になることはないかなど運航の安全性について検討を行い決定していますか。		
2. 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況(特に、火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施)、荒天時の体制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)		
① 救命胴衣は、旅客自らが容易かつ迅速に取り出すことができる場所に備え付けられていますか。【旅客を運送する場合のみ】		
② 旅客に対し救命胴衣の格納場所、着用方法を掲示等により周知していますか。【旅客を運送する場合のみ】		
③ 船舶に備え付ける救命設備(特に救命胴衣、救命浮器、救命いかだ、救命浮環等)は良好に保たれ、直ちに使用できる状態ですか。		
④ 非常時における消火(旅客を運送する場合は、旅客の避難誘導を含む。)を実施できるよう、定期的な事故発生時対応訓練等を実施していますか。		
⑤ 消防設備の点検を行っていますか。(消火器の消火剤が有効期間内であるか、直ちに使用することができる場所に備え付けられているかなど。)		
⑥ 運航管理者は、台風等の荒天時において、適切な当直体制、気象海象等の航行安全確保及び走錨リスクの判断【錨のある船舶のみ】のために必要な情報を収集し、船長と共有していますか。		
⑦ 航海当直業務や操船業務開始前に乗組員に対して、アルコール検知器を用いたアルコール検査は実施されていますか。また、検査結果を適切に記録していますか。		
⑧ 設備や機器に不具合があった場合、その内容を速やかに運航管理者に報告する体制がとられていますか。		
⑨ 船舶検査証書は有効期限内ですか。中間検査・臨時検査の受検期日は過ぎていませんか。		

重 点 点 検 事 項	点検結果	実施予定 の場合○
⑩ 貨物の荷崩れなどを防止するため、固縛マニュアルの遵守、危険を回避する操船を実施していますか。また、これらについて乗組員への教育を実施していますか。【フェリー、ROROのみ】		
⑪ 航行中、旅客にシートベルトの着用を促す放送等を実施していますか。【シートベルト装着船のみ】		
⑫ 流木、鯨類等の海洋生物情報の把握について現場への伝達が徹底されていますか。【超高速船のみ】		
⑬ 荒天時安全運航マニュアルを作成していますか。特に、船体動揺の小さい座席（重心位置が後方にある場合は後方の座席）への乗客誘導を行っていますか。【一般旅客定期航路事業者で小型船を用いる場合のみ（湖、沼、河川を除く。若しくは、沿海区域を航行する航海速力が8ノット以下を除く。）】		
⑭ 貨物を運送する荷主に対して、危険物がある場合は、危険物の荷送人から危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）が提出されるように周知を図っていますか。【危険物を運送する船舶のみ】		
⑮ 旅客船に備え付ける家具及び備品の移動防止対策は行われていますか。【旅客船のみ】		
⑯ 閉鎖区画（貨物倉等）へ入る際の酸素及びガス濃度測定の実施についての乗組員への指導徹底及び実施状況の記録をしていますか。【船員法適用船舶のみ】		
⑰ 救命いかだの架台の可動部及びシュータの格納投下装置が、錆や塗料の固着により作動に支障がないか等、製造者が推奨する定期点検を確実にに行っていますか。【装置を設置している船舶のみ】		
⑱ 救命いかだとシュータの使用方法について、乗組員は習熟していますか。【装置を設置している船舶のみ】		
⑲ 救命いかだとシュータの設置間隔はメーカーが推奨する設置間隔を満たしていますか。満たしていない場合は、シュータと救命いかだを投下する際、衝突させないための操作手順を表示していますか。【装置を設置している船舶のみ】		
⑳ 欠番		
㉑ 欠番		
3. 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況		
① 自社で管理している設備の保守点検は実施していますか。		
② 異常があった場合の港湾当局やターミナルビル会社との協力体制（連絡体制、対応要領など）は構築していますか。		
4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認		
① 安全管理規程（付属の事故処理基準等を含む）において定められている非常連絡表について、最新の情報に更新し、関係者に周知していますか。		
② 津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、津波避難マニュアルを作成していますか。		
③ 津波避難マニュアルが作成されている場合、マニュアルに基づく津波避難訓練を実施していますか。		
④ 安全管理規程において定められている通信設備は適切に保守管理していますか。また、航行中の船舶と通信できますか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）		
① テロ防止のための警戒体制を整備し、不審物・不審者・積荷等への警戒を行っていますか。（例：不審物発見の際の通報依頼に関する放送の実施、船内の巡視、乗下船口に配備された要員による警戒等）		
② 不審物、不審者を発見した場合の連絡通報体制、指示体制が組織的に確立していますか。		
③ テロ発生等を想定した訓練は実施していますか。		

重 点 点 検 事 項	点検結果	実施予定 の場合○
6. 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況		
① 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られていますか。		
② 新型インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルを策定していますか。		
点 検 事 項	点検結果	実施予定 の場合○
1. 発航前検査及び航海の安全確保、機関等の保守・整備・管理		
① 発航前検査を実施していますか。また、検査結果を適切に記録していますか。		
② 機関メーカーが作成する保守点検や整備に関するマニュアルの点検項目に従い、目視確認、洗浄、部品交換等の整備を実施していますか。		
③ 航海中におけるクレーン等の安全な位置での保持、発航前の送電線等の高さの確認を実施していますか。【クレーン等を装備した船舶のみ】		
2. 船内巡視、船内点検		
① 船内巡視または船内点検は、実施間隔、実施者及び実施経路を定め、適切に実施していますか。		
② 船内巡視または船内点検の記録簿を作成し、実施時間、実施場所、点検事項、実施結果等を記録していますか。		
3. 操練、訓練等の実施		
① 船員法に基づく各種操練を所定の期間ごとに実施していますか。【船員法適用船舶のみ】		
② 事故処理に関する訓練(安全管理規程で規定されている場合、避難港への出入港に関する訓練を含む。)を所定の期間ごとに実施していますか。また、実施結果を適切に記録していますか。		
③ 非常脱出通路、昇降設備及び出入口の点検整備を実施していますか。		
④ 非常脱出通路、昇降設備及び出入口並びに消火器具置場に夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施していますか。【船員法適用船舶のみ】		
⑤ 救命設備の使用方法及び海上における生存方法に関する手引書を食堂、休憩室その他の適当な場所に備え置いていますか。【旅客船(平水区域を航行区域とするものは、総トン数50トン以上の船舶に限る。)及び旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶のみ】		
⑥ 非常配置表を船員室その他の適当な場所に掲示していますか。【旅客船(平水区域を航行区域とするものは、総トン数50トン以上の船舶に限る。)及び旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶のみ】		

点 検 事 項	点検結果	実施予定 の場合○
4. 安全・衛生管理体制		
① 安全・衛生管理に関する記録の作成を行っていますか。【船員法適用船舶のみ】		
② 安全衛生教育を実施していますか。【船員法適用船舶のみ】		
5. 旅客が遵守すべき事項		
① 船長は、旅客が乗船している間、旅客の遵守事項を適切に周知徹底していますか。 【旅客定員を有する船舶のみ】		
② 運航管理者及び船長は、車両甲板で下車する車両運転者に対しサイドブレーキを必ず確認するよう周知徹底していますか。【カーフェリーのみ】		

自 由 記 述 欄（以下についてご回答ください）

点検事項や点検結果に関する補足がありましたら、記入願います。
自主点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況について 記入願います。
自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、改善することができた事柄があれば 記入願います。
安全総点検に関するご意見・ご感想を 記入願います。